

令和7年度

近江八幡市まちづくり団体 育成支援補助金

みんなでつくろう
近江八幡
あなたのチャレンジを
お待ちしております。



詳細はこちら

応募
期間

令和7年

4/25 金

5/30 金

16:00必着

この補助金はふるさと納税の寄附金を活用しています

団体立上げや
新たな取組に

創業補助

上限 **30万円**

(対象経費の4/5以内)

目的達成!

しっかり活動
運営補助

上限 **10万円**

(対象経費の4/5以内)

基盤拡大!

ジャンプアップ
運営補助

上限 **15万円**

(対象経費の1/2以内)

※少額(1万円~)からの申請も承っております

詳しくは裏面へ→



一般財団法人ハートランド推進財団

「まちの困った」を何とかしたい！ そんな思いをお持ちの団体を応援する補助金です。

●補助内容

1 創業補助

新たなまちづくり活動始める団体、初めてまちづくり活動に取り組む団体、今までと違った活動に取り組む団体(活動を始めて3年未満の団体)への補助金です。

1団体1回限り
上限**30万円**
(対象経費の4/5以内)

2 しっかり活動運営補助

まちづくり団体として活動を開始してから3年以内の初動期にある団体が活動の目的を達成するために必要な経費の補助金です。

1団体2回まで
(創業補助を受けていない団体は3回まで)
上限**10万円**
(対象経費の4/5以内)

3 ジャンプアップ運営補助

3年を超えて活動中の団体が、活動の基盤を拡大・強化するために必要な経費の補助金です。

1回の申請金額が**15万円未満の場合**
5年の間に合わせて3回の申請が可能
上限**15万円**
(対象経費の1/2以内)

●補助対象団体

- ・活動の拠点が近江八幡市内にあること又はその活動が主に市内で行われていること。
- ・5人以上の市民で構成されていること。
- ・申請時に定款・規約・会則等を有していること。
- ・公益の増進に寄与することを目的とする団体であること。
- ・継続的な活動が期待できる団体であること。
- ・活動のすべてが、特定の個人や団体の利益を目的としないこと。
- ・公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること。
- ・政治的または宗教的活動を目的としない団体であること。

●応募方法

令和7年4月25日(金)～5月30日(金)(16:00必着)
必要書類をハートランド推進財団まで直接持参または郵送

●提出書類

- 交付申請書 団体概要書 事業計画書 収支予算書
- 団体の前年度の活動報告書及び収支計算書(令和7年度設立団体は除く)
- 団体の定款・規約・会則など 会員名簿 見積書(必要な経費がある場合)



詳細はこちら

●審査

6月中に予定している審査会により可否を決定します

●説明会・相談会(事前予約制・当日参加歓迎)

説明会 5月16日(金)【昼の部】14:00～16:00 【夜の部】19:00～21:00

武佐コミュニティセンター 大会議室

※相談は随時受付けておりますので下記までご連絡ください。受付時間:平日10:00～16:00

書類提出
相談
問い合わせ

(一財)ハートランド推進財団

〒523-0864 近江八幡市為心町元9 白雲館内

TEL 0748-33-5510

URL <http://www.zc.ztv.ne.jp/heart/>
Mail chukan@npo-omi8man.com